

確定証明印付き離婚判決書謄本の抜粋翻訳

裁判所名: 裁判所

番号: 言い渡し日 (verkündet am): 年 月 日

【原告/申請人(Antragssteller/in)】

氏名:

出生日: 年 月 日 / 出生地:

国籍:

住所:

対

【被告/申請相手方(Antragsgegner/in)】

氏名:

出生日: 年 月 日 / 出生地:

国籍:

住所:

上記の者達の家事事件について、..... 裁判所は、
裁判官 による 年 月 日の口頭審査に基づき、
以下の決定を下す。

..... 年 月 日、..... で結ばれた両者の婚姻
(婚姻登記番号)を離婚とする。

【法的救済に関する注意事項】

☐ この決定に対し書面による異議申し立てが認められる。期限は決定の通知後 1 か月内。

謄本作成日: 年 月 日 (書記官の署名と裁判所印)

(確定証明: 頁目)

判決確定日(rechtskräftig seit dem): 年 月 日

(場所) 年 月 日 (書記官の署名と裁判所印)

翻訳者氏名

裁判所名: ハンブルク市アルトナ区 裁判所番号: 275F 100/10 言い渡し日 (verkündet am): 2018 年 8 月 20 日

【原告/申請人(Antragssteller/in)】

氏名: ミュラー ヨハンセバスティアン出生日: 1978 年 5 月 5 日 / 出生地: ベルリン市住所: ハンブルク市ムスター通り15番

対

【被告/申請相手方(Antragsgegner/in)】

氏名: ミュラー(旧姓 外務) 花子出生日: 1978 年 10 月 27 日 / 出生地: 日本国東京都三鷹市住所: ハンブルク市リンデンアレー3番

上記の者達の家事事件について、ハンブルク市アルトナ区 裁判所は、
裁判官 リヒター による 2018 年 8 月 20 日の口頭審査に基づき、
以下の決定を下す。

2010 年 3 月 3 日、ハンブルク市北区戸籍役場 で結ばれた両者の婚姻
(婚姻登記番号 100/2010) を離婚とする。

【法的救済に関する注意事項】

☒ この決定に対し書面による異議申し立てが認められる。期限は決定の通知後 1 か月内。謄本作成日: 2018 年 8 月 24 日 (書記官の署名と裁判所印)

(確定証明: 1 頁目)

判決確定日(rechtskräftig seit dem): 2018 年 10 月 26 日(場所) ハンブルク市 2018 年 11 月 15 日 (書記官の署名と裁判所印)翻訳者氏名 外務花子